七　令第六条第一項第七号に掲げる事項については、やむを得ない事由が存する場合に契約を解除し、又は組合から脱退することができる旨の定めがあること。

八　令第六条第一項第八号に掲げる事項については、不動産特定共同事業者等の報酬の額の算定の方法並びに収受の時期及び方法に関する定めがあること。

九　（略）

十　前項第二号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　（略）

ロ　法第二条第三項第一号に掲げる契約又は同項第四号に掲げる契約のうち同項第一号に掲げる契約に相当するもの（以下「任意組合契約等」という。）であって事業参加者が無限責任を負うものにあっては、事業参加者が無限責任を負う旨（不動産特定共同事業者等が事業参加者に代わって不動産特定共同事業契約に係る不動産取引から損失が生じた場合における当該損失を負担する旨の特約をする場合にあっては、その旨。以下同じ。）を明示しているもの

十一　前項第三号に掲げる事項については、業務及び財産の状況に係る情報であって次に掲げるものが事業参加者に開示されるための方法に関する定めがあること。

イ　法第二十八条第二項（小規模不動産特定共同事業者にあっては、法第五十条第二項において準用する法第二十八条第二項）の規定により交付される財産の管理の状況についての報告書の記載事項

ロ　法第二十九条（小規模不動産特定共同事業者にあっては、法第五十条第二項において準用する法第二十九条）の規定により閲覧される業務及び財産の状況を記載した書類の記載事項

ハ　法第三十条第二項（小規模不動産特定共同事業者にあっては、法第五十条第二項において準用する法第三十条第二項）の規定により閲覧される事業参加者名簿の記載事項

十二　前項第四号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　対象不動産の売却等の予定の有無及び対象不動産の売却等を予定する場合においては、当該対象不動産の売却等の手続に関する定めがあるもの

ロ　不動産特定共同事業者等は、対象不動産の売却等をした場合には、遅滞なく、事業参加者に当該対象不動産の売却等により生ずる収益又は利益の分配を行う旨その他これに準ずる公正な定めがあるもの

十三　前項第五号に掲げる事項については、契約の相手方である不動産特定共同事業者等の同意を得た場合に限り、事業参加者の契約上の権利及び義務を譲渡することができる旨の定めがあること。

十四　（略）

十五　前項第七号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　（略）

ロ　不動産特定共同事業者等は、対象不動産の売却等（当該対象不動産の売却等により契約が終了する場合を除く。）をしたときは、当該対象不動産の売却等に係る対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の当該対象不動産を特定するために必要な表示、当該対象不動産の売却等をした日、当該対象不動産の売却等の価格、譲受人と不動産特定共同事業者等との関係、当該対象不動産の売却等をした日における財産の状況並びに対象不動産の追

七　令第五条第一項第七号に掲げる事項については、やむを得ない事由が存する場合に契約を解除し、又は組合から脱退することができる旨の定めがあること。

八　令第五条第一項第八号に掲げる事項については、不動産特定共同事業者の報酬の額の算定の方法並びに収受の時期及び方法に関する定めがあること。

九　（略）

十　前項第二号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　（略）

ロ　法第二条第三項第一号に掲げる契約又は同項第四号に掲げる契約のうち同項第一号に掲げる契約に相当するもの（以下「任意組合契約等」という。）であって事業参加者が無限責任を負うものにあっては、事業参加者が無限責任を負う旨（不動産特定共同事業者等が事業参加者に代わって不動産特定共同事業契約に係る不動産取引から損失が生じた場合における当該損失を負担する旨の特約をする場合にあっては、その旨。以下同じ。）を明示しているもの

十一　前項第三号に掲げる事項については、業務及び財産の状況に係る情報であって次に掲げるものが事業参加者に開示されるための方法に関する定めがあること。

イ　法第二十八条第二項の規定により交付される財産の管理の状況についての報告書の記載事項

ロ　法第二十九条の規定により閲覧される業務及び財産の状況を記載した書類の記載事項

ハ　法第三十条第二項の規定により閲覧される事業参加者名簿の記載事項

十二　前項第四号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　対象不動産の売却等の予定の有無並びに対象不動産の売却等を予定する場合においては、当該売却等の時期及び手続に関する定めがあるもの

ロ　不動産特定共同事業者は、対象不動産の売却等をした場合には、遅滞なく、事業参加者に当該売却等により生ずる収益又は利益の分配を行う旨の定めがあるもの

十三　前項第五号に掲げる事項については、契約の相手方である不動産特定共同事業者の同意を得た場合に限り、事業参加者の契約上の権利及び義務を譲渡することができる旨の定めがあること。

十四　（略）

十五　前項第七号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　（略）

ロ　不動産特定共同事業者は、対象不動産の売却等（当該売却等により契約が終了する場合を除く。）をしたときは、当該売却等をした日から三十日以内に、事業参加者に対し、当該売却等に係る対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の当該対象不動産を特定するために必要な表示、当該売却等をした日、当該売却等の価格、譲受人と不動産特定共同事業者との関係、当該売却等をした日における財産の状況並びに対象不動産の追加取得の方針、予定時期及び手続を記載した書面を交付する旨の定めがあるもの